

学生会細則

学生会規約によって、次の細則を定める。

第1章 会議細則

第1条 本細則は、総会及び評議会その他の会議の議事運営を定めるものである。

第2条 出席人員数の算定は役員が行い、規定人員数に満ちたとき、これを議長に報告し、議長はこれを確認して開会を宣言する。

第3条 会議の途中で退席する者のため、規定人員数が欠けたときは、流会となる。

第4条 評議会の構成員に事故あるときは、同一組織からの代理人を認める。この場合、役員は、代理人の資格を確認して議長に報告する。

第5条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を処理し、議案の上程、採決の確認等、会議の運営と進行にあたる。

第6条 議長は、休会、閉会又は流会を宣言する。ただし、このときは役員にはかることを原則とする。

第7条 提案及びその説明については、原則として役員がこれを行う。ただし、必要あるときは、役員以外の関係者がこれを補足することができる。

第2章 選挙細則

第8条 本細則は、会長、副会長の選出及び評議会の正・副議長の選出のときにも適用するものである。

第9条 会長、副会長の選出は、会員の投票によって行う。

2 選出の方法は、会長については単記とし、最高点得票者を会長当選者とする。

3 副会長については単記とし、最高点得票者から2名を副会長当選者とする。

4 各議席数に対して立候補者数が下回るか又は等しい場合、各立候補者に対し信任投票を行うものとし、有効投票数の二分の一以上の信任票を得た者を当選とする。

第10条 いずれの候補も当選の規定に達しなかった場合、30日以内に再度選挙を行う。

第11条 評議会の正・副議長は、評議員の互選によって選出し、1か年の任期を有する。当該者が任期途中で離職した場合は、同一役職の新任者を再度互選により選出する。

第12条 会長、副会長の選挙は、選挙管理委員会があたる。

第13条 評議会の正・副議長選挙は、選挙管理委員会立ち会の上行う。

第14条 選挙管理委員会は、各学級会より選ばれた1名の選挙管理委員によって構成され、互選によって選挙管理委員長を選出する。

第3章 クラブ

第15条 部会及び部会に所属するクラブは、次の通りとする。

- (1) 文化部会 美術、吹奏楽、放送、将棋、情報処理研究会、茶道、機械研究会、軽音楽、からくり、システム開発研究会
- (2) 体育部会 陸上競技、硬式野球、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、ラグビー、サッカー、剣道、弓道、アーチェリー、ハンドボール、柔道、水泳、バドミントン、少林寺拳法、テニス、合気道

第16条 部長は、学年始め会長の示す日までに、クラブ員名簿を書記に提出しなければならない。

第17条 部長は、会長の示す日までに、そのクラブの年間活動計画と予算書を会計に提出しなければならない。正当な理由なく期日までに提出しなかったとき、予算を割り当てられないことがある。

第18条 評議会において次の事項に該当すると認められた場合、クラブ活動の停止を命じられ、一切の活動が禁止となる。また、学校及び学生会長からも同様の処置をとられることもある。

- 一 クラブの目的に反し義務を怠ったとき。
- 二 クラブ員が著しく減少したとき。

第19条 活動を停止したクラブに対して停止命令を指示した者は、正当な理由があれば、その停止を解くことができる。

第20条 クラブ相互の希望により、評議会がこれを認めたとき、又は評議会が適当と認めたときは、原則として当該部長に諮った上、評議会はクラブの合併を総会に提案する。

第21条 活動停止・休止期間が1か年を超えるとき評議会は、そのクラブの廃止を総会に提案するものとする。また、廃部したクラブが本会経費で購

入した物品は、本会執行部が管理するものとする。

第4章 同好会

第22条 この細則において「同好会」とは、学生会規約第27条により同好会と称される団体のうち、10名以上の部員が在籍している部活動をいう。

2 同好会の大会やコンテストの出場、資格試験の受験、学内イベントの実施は任意とする。

第23条 同好会として援助を受けようとするときは、同好会責任者を決め、別紙様式により本会執行部に願い出なければならない。

第24条 同好会責任者は、学年始め会長の示す日までに、同好会会員名簿を書記に提出しなければならない。

第25条 同好会責任者は、会長の示す日までに、その同好会の年間活動計画を書記に提出しなければならない。

第26条 執行部役員の総意において、同好会が次の事項に該当すると認められた場合、本会からの援助を停止することができる。

- 一 本会の規約、細則に反した活動が認められたとき。
- 二 同好会会員が著しく減少し、同好会活動を維持できなくなったとき。
- 三 本会への提出物を期日までに提出せず、本会の活動に支障をきたすと認められたとき。

第27条 同好会の解散及び援助辞退については本会の拘束を受けないが、執行部に遅滞なく届け出なければならない。

第28条 同好会相互の希望により、同好会の合併を行う場合、学生主事に願い出なければならない。学生主事がこれを認めたときは、さらに校長に提案する。

第29条 新たに同好会を設立しようとするときは10名以上の発起人を必要とし、その設立要望書に連名捺印して校長の承認を受けなければならない。

第30条 同好会が廃部する場合、下記の事項のいずれかを満たしていることを条件とする。

- 一 活動停止・休止期間が1か年を超えること。
- 二 3年前から前年まで、次のいずれかを継続的に満たしている場合。
 - ・同好会会員が10名以上在籍していないこと。
 - ・活動日数が著しく乏しいこと。

同好会の廃部を学生主事が決定したとき、校長に提案するものとする。

また、廃部した同好会が本会経費で購入した物品は、本会執行部が管理するものとする。

第5章 クラブ・同好会の再編及び移行

第31条 相互の希望によりクラブと同好会での合併を行う場合、以下に示す条件をすべて行う必要がある。

- 一 合併する部活動のうち、一つを残して他をすべて廃部、または解散とすること。
- 二 廃部、または解散した部活動に在籍していた部員は、全員が残した部活動に入部すること。
- 三 廃部、または解散した部活動が本会経費で購入した物品は、本会執行部が管理するものとする。ただし、残した部活動から申請があった場合は、評議会の議を経て総会の承認を得たならば、残した部活動へ譲渡するものとする。

第32条 学生会規約第28条の規定に基づき、同好会がクラブに昇格する場合、3年前から前年まで、下記の事項のすべてを継続的に満たしていることを条件とする。

- 一 12名以上の部員が在籍していること。
- 二 活動実績に関していずれかを満たしていること。
 - ・大会やコンテストに出場している。
 - ・大会やコンテストがない場合、資格試験を受験している。
 - ・大会やコンテスト、資格試験もない場合、学生会員が参加できる学内イベントを年2回実施している。ただし、学内イベントに高専祭を含むものとする
- 2 同好会がクラブに昇格するときは別紙様式により学生主事を経て総会に提案し、校長の承認を受けなければならない。

第33条 学生会規約第29条の規定に基づき、クラブが同好会に降格する場合、3年前から前年まで、下記の事項のいずれかを継続的に満たしていることを条件とする。

- 一 在籍している部員数が12名未満であること。
- 二 活動実績に関していずれも満たしていないこと。
 - ・大会やコンテストに出場している。
 - ・大会やコンテストがない場合、資格試験を受験している。

- ・大会やコンテスト、資格試験もない場合、学生会員が参加できる学内イベントを年2回実施している。ただし、学内イベントに高専祭を含むものとする。

三 活動日数が著しく乏しいこと。

- 2 クラブの同好会への降格が適当であると認められ、かつ本会役員の7分の5以上が賛成するとき総会に提案し、校長に承認を受けなければならない。

第6章 会計細則

第34条 予算には予期し難い支出に備えるため、予備費を計上しなければならない。

- 2 予備費は、原則として予算総額の10分の1以上を計上するものとする。

- 3 予備費の支出に関しては、評議会が決定する。

第35条 会計年度の中で廃止され、また活動を停止したクラブ、同好会の予算の残額は、予備費に繰り入れる。また、その財産は学生会会計が管理する。

第36条 合併したクラブ、同好会の予算は、その年度中合併以前の予算の額とする。また、その財産は合併以前の両者の財産を合わせたものとする。

第37条 委員会、クラブ、同好会の年間経費の支出額は、その委員会、クラブ、同好会の予算額を超えてはならない。

第38条 委員会、クラブ、同好会は、その会計責任者1名を決定し、学生会会計まで届け出なければならない。

第39条 経費の支出は、すべて次の整理要項によって、委員会、クラブ、同好会の会計責任者及び学生会会計によって行われる。

- 一 委員会、クラブ、同好会の会計責任者は、支出伝票と購入伝票（請求書等）を学生会会計に提出する。支出伝票（様式は別紙）は正・副2枚として、正には事務部長、課長、会計担当係、学生係長、係の捺印、副には学生会会計、関係部会長（委員長）の捺印を必要とする。
- 二 学生会会計は提出された支出伝票と購入伝票（請求書等）によって記帳し、学校の事務部に提出する。
- 三 学校の事務部は、提出された書類（支出伝票正と購入伝票）によって支出し、支払その他の出納事務を行う。

第40条 委員会、クラブ、同好会は必ずその財産台帳、会計簿を作り、保管

しなければならない。

第7章 特別委員会細則

第41条 特別委員会は、必要ある場合に評議会の議決により設置できる。

第42条 特別委員会は有期限で設置する。期間が2年度以上にわたる場合は、毎年4月に継続する旨を届け出ることとする。

第43条 特別委員会は、評議会の承認により会長から委嘱された者5名以上をもって構成する。

第44条 特別委員会の予算は、計上されなければならない。

2 特別委員会の活動に必要な経費は、計上された予算、補助金、寄付金その他のをもってこれにあてる。

附 則

本細則は、昭和39年9月1日から実施する。

(中略)

附 則 (最終改正)

1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

2 第30条、第32条、第33条に定められている年数については、クラブ・同好会からの希望がない限り、令和7年5月9日以前に遡らない。

様式 略